

令和 8 年 6 月 8 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員

星野 雄哉

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 学校給食費負担軽減策の今後の見通しについて

答弁を求める者 市長、教育長

- 1 令和 8 年度当初予算において、学校給食費の負担軽減 (いわゆる無償化) に係る施策が予算化され、議会の議決を経て実施段階に入りました。

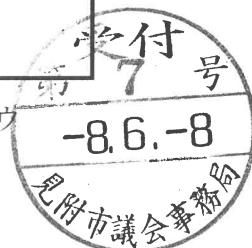
施策の実施自体は既に決定していることを踏まえ、本件を「導入するか否か」の議論として取り扱うのではなく、実施に伴い今後継続的に発生する市の財政負担と制度運営を、行政運営としていかに管理するのかを確認する必要があると考えます。

特に、学校給食費を取り巻く前提条件は、物価動向、児童生徒数の推移、国制度の運用や財源措置の在り方などにより変動するため、単年度の実施にとどまらず、令和 9 年度以降の見通しをどのような前提で立て、どの資料・計画に反映し、どのタイミングで点検・見直しを行うのかを、あらかじめ明確化しておくことが重要です。

あわせて、施策全体としての市負担総額、財源構成、継続判断の考え方等を整理することで、制度運営の透明性と説明責任を確保し、将来の変化に対しても責任ある運営が可能となると考えます。

以上を踏まえ、令和 9 年度以降の見通しを確認するため、以下質問いたします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ



(1) 小学校給食費の負担軽減（完全無償化）の今後の見通しについて

ア 令和 8 年度における小学校給食費の負担軽減について、国制度に基づく交付金の見込み額と、市が負担する部分（いわゆる上乗せ分）の見込み額をお伺いします。

イ 市が負担する部分について、何をもとに計算しているのか、積算方法をお伺いします。また、令和 9 年度以降にどのような形でつなげていくのかお伺いします。

(2) 中学校の負担軽減・多子世帯補助の今後の見通しについて

ア 国の中学校支援が始まるまでの間の措置として、令和 8 年度は臨時交付金を充当し、中学生 1 人あたり 15,000 円の定額補助が行われております。国の中学校給食費負担軽減が制度化された場合には、中学校においても完全無償化を進めるのか、それとも別の形になるのか市の考えをお伺いします。

イ 多子世帯補助について、令和 9 年度以降の運用方針をどのように考えているのかお伺いします。

(3) 小学校給食費無償化施策全体の持続可能性と施策効果について

ア 国の制度では、基準額を超える部分について引き続き保護者から徴収することも可能であり、各市町村の工夫で更なる負担軽減も可能であることが示されています。

この中で見附市が「基準額超過分を市負担として小学校給食費を完全無償化」と判断した理由と、判断に至る検討経緯（検討開始時期、庁内での検討体制、比較検討した選択肢の有無）をお伺いします。

イ 本施策の政策目的をどのように位置づけているのか、また、その効果をどのように測っていくのかをお伺いします。

ウ 無償化施策全体の市負担総額について、本年度の形で令和 9 年度以降も継続して無償化を行う場合、「経常的な支出構造」を生み出すことになると思いますが、財政体質の改善が当市の課題としてある中でその影響をどのように整理しているのかお伺いします。

エ 令和 9 年度以降について、児童数の推移や物価動向等により市負担が変動し得る中で、無償化の財源、食事の質をどのように担保していくのかお伺いします。

オ 国の制度（基準額、対象、運用ルール）の変更が生じた場合に、当市の給食費無償化について、見直しを行う可能性はあるのかお伺いします。あわせて、その見直しの判断はいつ、どこで行い、議会にはどのように示すのかお伺いします。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 公共性の高い路線の冬期交通の確保について

答弁を求める者 市長

- 1 近年、消雪組合を取り巻く環境は大きく変化しており、組合員の高齢化や世帯数の減少に加え、設備の老朽化による修繕費の増加などから、組合運営そのものの継続が課題となっています。

現在、見附市では電気料や点検費用に対する支援が行われている一方で、ポンプや配管等の大規模な故障が発生した場合には、原則として組合の積立金や臨時徴収によって対応することとされています。しかしながら、交通量が多く沿線住民以外の利用が大半を占める路線においては、一部の住民に過大な負担が集中している実態も見受けられます。

特に、通勤・通学路や地域間を結ぶ生活幹線道路などについては、沿線住民のみならず市内外問わず多くの方が利用しており、その機能は単なる地域内の便民施設にとどまらず、冬期の交通確保や防災上の観点からも重要な社会基盤としての役割を担っています。

仮にこうした路線において、組合が修繕費を捻出できず消雪機能が停止した場合、機械除雪による対応へ移行せざるを得ないことも想定されます。しかし、道路幅員の縮小や交通機能の低下などを招く可能性もあり、公共性の高い路線の維持を組合だけの責任に委ね続けることが適切なのかについては、改めて検討が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

公共性の高い路線の消雪組合の持続可能な維持管理と冬期交通の確保という観点から、以下質問いたします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

(1) 消雪組合の現状把握について

ア 市内の消雪組合数、組合員数、各消雪組合が管理する路線延長及び管理状況をどのように把握しているかお伺いします。

イ 交通量が多い路線や通勤・通学路など、沿線住民以外の利用も多いと考えられる路線について、市はどのように認識しているかお伺いします。

(2) 公共性の高い消雪路線に対する考え方について

ア 交通量の多い路線など公共性の高い消雪路線について、市はどのような役割と責任を有すると考えているのかお伺いします。

イ 組合が修繕費を捻出できず消雪機能が失われた場合、市は機械除雪による代替で十分と考えているのかお伺いします。

ウ 消雪路線が消失し、冬期の交通機能が低下することについて、市はどのような認識を持っているかお伺いします。

(3) 今後の支援のあり方について

ア 交通量や重要度など公共性を踏まえた消雪組合の実態調査を行う考えの有無をお伺いします。

イ 路線の公共性や利用実態に応じた評価基準を設け、支援の必要性を判断する仕組みについて検討する考えはあるかお伺いします。

ウ 公共性の高い路線にある消雪施設の修理について、支援を行うための予算措置を講ずることは法的、技術的に可能かお伺いします。

以上